

平成20年6月6日

国土交通省九州地方整備局

延岡河川国道事務所

記者発表資料

河川情報モニター制度を新設しました！

五ヶ瀬川水系直轄管理区間における河川情報モニターとして、

7名の方へ委嘱します！

延岡河川国道事務所では、6月9日(月)16:00から河川情報モニター委嘱式及び第一回河川情報モニター会議を開催します。

河川に関する情報について、住民の皆様方、受け手側の視点で再点検し改善を図ることを目的として、今回、九州地方整備局管内全ての直轄河川において、河川情報モニターを設置し、延岡河川国道事務所では、河川情報モニターとして、7名の方へ委嘱を行います。

河川情報モニターとは、河川管理者等が提供する河川の情報(出水時、平常時)についてモニタリングし、その改善に寄与するとともに、地域のメッセンジャーとして河川情報及び防災意識を地域住民への普及啓発していただくものです。

問い合わせ先:

国土交通省延岡河川国道事務所 技術副所長 塚本 剛好

調査第一課長 甲斐 浩幸

〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目 2889 番地

TEL 0982-31-1155 FAX 0982-33-6907

事務所 HP アドレス: <http://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/>

防災情報システムアドレス: <http://gokasegawa-bousai.qsr.mlit.go.jp/index.php>

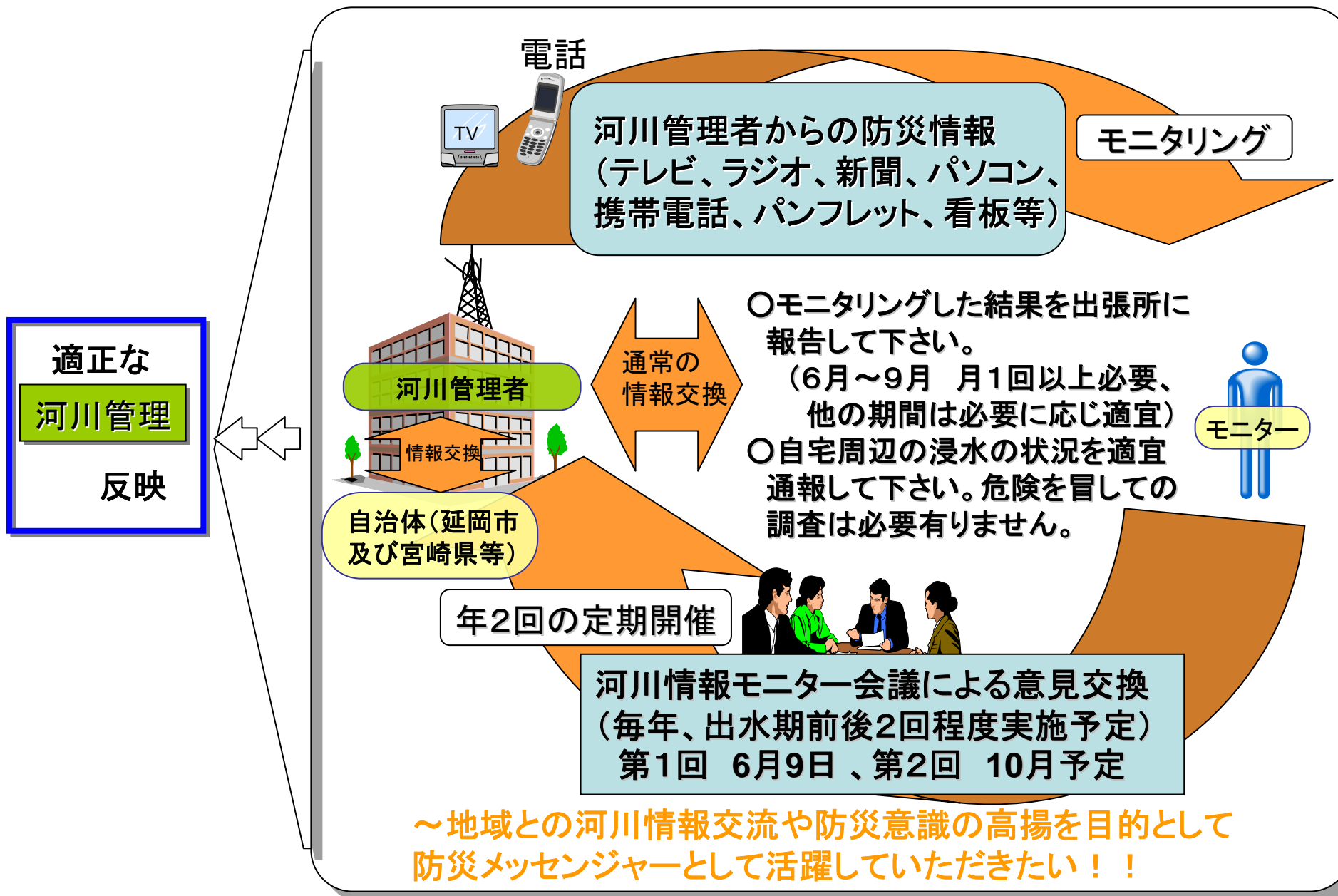
○河川情報モニター制度の主旨について

近年、気候変動等の影響により、集中豪雨による災害が頻発しています。

洪水による被害を最小限にとどめるためには、堤防等の施設整備のみで達成できるものではなく、気象情報、河川の情報、避難に関する情報が確実に地域住民に伝わり、避難行動に結びつけて頂くことが重要ですが、その情報が必ずしも的確に地域住民に伝わっていないとの声もあります。

このような状況にかんがみ、河川に関する情報について、住民の皆様方、受け手側の視点で再点検し改善を図るとともに、河川情報を地域の方々へ広めて頂く事で、地域の防災力の向上を図る事を目的として、河川情報モニター制度を新設しました。

河川情報モニター制度の概要について



河川情報モニター制度の内容について

- ・実施目的: 河川に関する情報について、住民の皆様方、受け手側の視点でモニタリングを行ってもらい、改善案の検討を行う。また、地域住民への河川防災情報、防災意識の普及啓発に努めて頂くことで、地域の防災力向上を目指す。
- ・委嘱期間: 6月から翌年5月までの1年間の委嘱です。

【河川情報モニターの委嘱期間中の実施内容】

＜出水期 6～9月＞

「平常時」

- ・河川管理者から発信される各種情報等について、受け手側の視点でモニタリングし、延岡出張所に連絡する。(月1回以上)
- ・出水期前後のモニター会議(年2回程度)にて、意見交換を行う。
- ・地域住民への河川防災情報、防災意識の普及啓発に努めて頂きたい。

「洪水時」

・周辺地区において大雨による浸水被害が確認された場合は、状況を延岡出張所にお知らせください。

対象は自宅等から確認できる周辺の地区でかまいません。危険をおかして調査を行う必要はありません。

＜非出水期 10月～翌年5月＞

「平常時」

- ・河川管理者から発信される各種情報等について、受け手側の視点でモニタリングし、延岡出張所に連絡する。
(必要に応じ適宜)
- ・地域住民への河川防災情報、防災意識の普及啓発に努めて頂きたい。

「洪水時」

・周辺地区において大雨による浸水被害が確認された場合は、状況を延岡出張所にお知らせください。

対象は自宅等から確認できる周辺の地区でかまいません。危険をおかして調査を行う必要はありません。

出水期のモニタリング内容：
水位・雨量・ダム諸量等河川情報、
洪水予報、水防情報、避難勧告、避難指示、
浸水等災害情報、その他河川に係る防災情報

非出水期のモニタリング内容：
日常生活が行われている中で、気がついた事柄
(河川管理者が看板等で表示している河川愛護、
河川管理などの日常的な情報)